



令和4年度

★ポスター優秀作品 今治市立日吉中学校 岡崎 勇太 様 ★標語優秀賞 北川 アイ子 様

# 暴力団排除ポスター・標語 を募集します！！

課題 暴力団排除の徹底

～振り込め詐欺の「受け子」等にならないために～

## お問い合わせ・送付先

愛媛県暴力追放推進センター TEL: 089-932-1893 (平日 8:30～17:00)

〒790-0808 愛媛県松山市若草町7番地1 県警第二庁舎2階(郵送・持参可)

## ポスター

主催:(公財)愛媛県暴力追放推進センター 後援:愛媛県警察本部

## 標語

主催:全国暴力追放運動推進センター 警察庁

(公財)愛媛県暴力追放推進センター 愛媛県警察本部

※ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(メール ☒ [tsuiho893@circus.ocn.ne.jp](mailto:tsuiho893@circus.ocn.ne.jp) ・LINE )



# 応募のきまり

※未発表の作品に限ります。原則として応募作品はお返ししません。

## ポスター

応募作品の裏面に、住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、職業または学校名、学年を明記してください。

○デザインは、四切サイズ（540mm×380mm）のヨコ描き。

（規格外は審査対象外となります。ご注意ください）

○作品にスローガン（キャッチコピー）の文字は入れないでください。

## 標語（キャッチコピー）

○応募は、一人1点。

○**暴追センター**まで郵便、メール、LINE、FAX で送付してください。

（住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、職業または学校名、学年を明記してください。）

応募資格 問いません

## 締切り

令和5年5月22日（月）必着

## 入賞決定と発表

・優秀作品はポスター化し、愛媛県内に掲出します。（令和4年度 愛媛県内企業、行政、松山市駅ホーム内）

・入賞作品の著作権は愛媛県暴力追放推進センターに帰属します。

・入選結果は、愛媛県暴力追放センターのHP、機関誌で発表します。

（お名前、都道府県・市町、職業あるいは学校名を公表。）

・優秀賞は、表彰いたします。

・応募に関する個人情報は、本事業の運営上必要な限りにおいて使用いたします。

## 入賞と表彰

優秀賞：1名 表彰状および副賞／入賞：若干名 表彰状および副賞／参加賞

応募用紙（ポスターの裏面に貼ってご使用ください。）

|             |  |
|-------------|--|
| 住所          |  |
| 氏名（フリガナ）    |  |
| 職業・年齢・学校・学年 |  |
| 連絡先（電話番号）   |  |



# 振り込め詐欺の受け子？

## そのバイト、犯罪です！



荷物を受け取りに行く簡単なアルバイトだよ。  
楽して、お金になるよ。  
大丈夫バシないよ！

### SNSで見つけた簡単な仕事

Twitter Instagram Facebook LINE  
#闇バイト #グレーバイト #高額バイト #受け出し  
#受け #出し #バレない #振り込め詐欺 #簡単  
#楽して金儲け #裏バイト #受け子 #出し子 #かけ子

1回だけなら大丈夫かな？  
先輩がしてるし、簡単そうだし、  
一緒にやろうよ～



そのバイトは、お年寄りからお金を騙し取り、  
「騙される方が悪い」と責任転嫁する暴力団等にお金を渡すことです。

脅されて仕方なくでも、やれば犯罪になっちゃうよ！  
断れなく、仕方なく・・・は、理由になりません。  
もし、あなたのおじいちゃんやおばあちゃんが騙されたら、あなたはどんな気持ちになりますか？



あなたが今から騙そうとしている人は、  
誰かの大切な人です！！

# 暴力団って？



社会の中には、「自分たちは社会の決まりなんて守りませんよ。」と主張する集団がいます。社会に反することをするとすることで、「反社会的勢力」よく、「反社」と言われている集団です。

反社会的勢力には、色々な組織があります。

その中で犯罪者集団である人たちを「暴力団員」と呼びます。

暴力団員は、愛媛県内に約290人います。

暴力団は、自分たちの意に沿わないことをする人や、何の罪もない一般の人であっても、お金のためなら、徹底的に傷つけたりします。

しかも、組長の命令には、絶対服従であり、組長命令のもと実行犯として犯行に及ぶ下っ端組員がいます。

暴力団の悪質で凶悪な犯罪が多発したことにより、暴力団を取り締まる法律や暴力団を県民総ぐるみで排除する暴排条例等ができました。

暴力団対策法と言う法律であったり、暴力団排除条例と言うものです。

これらの法律や条例に基づき、警察や大人だけが暴力団排除活動に取り組むだけでなく、若い人たちにもしっかり、これらの知識をもってもらい、暴力団に加入しないため、暴力団犯罪に巻き込まれないようにしてください。

皆さん方を守るため、暴対法や愛媛県の暴排条例で、

- ・暴力団へ入ることを強く要求することや入れ墨をさせたりすることの禁止
  - ・組事務所に立ち入らせたり、一定の地域内において、暴力団事務所を新たに作るのを禁止すること等
- が定められており、これらに違反した組員は命令を受けたり、逮捕されたりすることとなっています。

暴力団員は

- 携帯電話の契約をすること
- 家を借りること
- 預金通帳を作ること
- 車の購入等も出来なくなっているんだよ。

「バイトに誘われた・・・」  
「友達が受け子をしているみたい」  
等迷ったり困った時は、暴追センターや警察に相談してね！！

愛媛県暴力追放推進センター

愛媛県松山市若草町7-1 県警第二庁舎2階 ☎089-932-8930

メールやLINEでも相談は受け付けています！

メールアドレス tsuiho893@circus.ocn.ne.jp

